「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第２条第５項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の３第２項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。以下同じ。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第１項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第１条第４項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

１．各種信託の残高

（単位：百万円）

区分	指定金銭信託		特定金銭信託	金銭投資基金信託	年金信託				年金投資基金信託	
	合同運用	単独運用			厚生年金基金信託	国民年金基金信託	規約型企業年金信託	基金型企業年金信託	貸付金口	株式口
元本										
売渡手形等										
収益										
仮受金										
その他										
債権償却準備金										
特別留保金										
・・・										
・・・										
・・・										
・・・										
・・・										
負債合計										

［表略］

１．各種信託の残高

（単位：百万円）

区分	指定金銭信託		特定金銭信託	金銭投資基金信託	年金信託					年金投資基金信託	
	合同運用	単独運用			適格退職年金信託	厚生年金基金信託	国民年金基金信託	規約型企業年金信託	基金型企業年金信託	貸付金口	株式口
元本											
売渡手形等											
収益											
仮受金											
その他											
債権償却準備金											
特別留保金											
・・・											
・・・											
・・・											
・・・											
・・・											
負債合計											

［同左］